

離婚届に関連する主な手続き

●各手続きを代理人の方が行う場合、下記の「必要なもの」以外に委任状や本人確認書類などが必要

令和8年4月1日 阪南市役所市民部市民課作成

下記にあてはまる方は世帯にいますか？あてはまる手続きをご自身で確認してください

分類	該当	完了	対 象 者	手 続 き	必要なもの	担当課
住民登録等			住所を変える方	☐ 転居届 ☐ 転入届 ☐ 転出届 ☐ 世帯主変更届 ※世帯主の住所変更に伴って世帯主を変更する場合	【共通】 ☐ 本人確認書類(運転免許証等) 【転入】 ☐ 転出証明書 【転出】 ☐ 印鑑登録証(登録者のみ)	<1階 ①②③④⑤> 市民課
			前配偶者と同居中で生計を別にしている方	☐ 世帯分離届	☐ 本人確認書類(運転免許証等)	
			子どもの戸籍について相談したい方	☐ 養子縁組届、入籍届など		
			結婚中の氏の印鑑を登録しており、離婚に伴って氏が変わる方	※自動的に登録が廃止されますので、必要な方は改めて登録してください。	☐ 印鑑登録証	
			マイナンバーカードをお持ちの方	☐ 記載事項変更	☐ マイナンバーカード	
			パスポートをお持ちの方	☐ 訂正新規申請 ☐ 記載事項変更申請	☐ 有効期間中のパスポート ☐ 戸籍謄本等	
			外国籍の方	☐ 通称名(変更・削除)申出 ※在留資格の変更については、出入国在留管理局での手続きとなります。	☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ パスポート	
税金			市税等の口座振替を変更・廃止する方	☐ 口座変更又は廃止 ※口座振替をご利用の方は、口座名義を確認してください。	振替金融機関での手続きとなります。預金通帳、届出印、市税等納付書を持参してください。 ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑧⑨> 税務課
			寡婦控除等、税の軽減について相談したい方	☐ 所得税・住民税の軽減	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			原動機付自転車(125cc以下)を所有している方	☐ 所有者、使用者の氏名変更	☐ 所有者、使用者及び届出者の印鑑 ☐ 登録申告済証(標識交付証明書)	
国民健康保険等			国民健康保険に加入している方	☐ 資格確認書又は資格情報のお知らせの記載事項変更	☐ 国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ	<1階⑰> 保険年金課
			年金を受給している方	☐ 年金証書の氏名変更	☐ 年金証書	
			☐ 配偶者の勤務先の健康保険の扶養を外れて、国民健康保険に加入する方 ☐ 国民年金第3号被保険者の方 ☐ 会社を退職して、国民健康保険に加入する方	☐ 国民健康保険の加入 ☐ 国民年金種別変更届	☐ 本人確認書類(運転免許証等) ☐ 年金手帳(基礎年金番号通知書) ☐ 健康保険資格喪失連絡票又は離職票など	
			後期高齢者医療保険に加入している方	※後日、変更後の資格確認書又は資格情報のお知らせを郵送します。		
介護保険			介護保険に加入している方	☐ 被保険者証の記載事項変更	☐ 介護保険被保険者証(その他、婚姻中の氏記載の介護保険関連証書)	<1階⑰> 介護保険課
障がい福祉			障がい者の手帳を持っている方	☐ 各種手帳の住所・氏名変更	☐ 各種手帳	<1階⑭> 市民福祉課
			重度障がい者医療証を持っている方	☐ 資格内容変更届	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			特別児童扶養手当を受給している方	☐ 各種届出		
			特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	☐ 各種届出		
			障害福祉サービスを受けている方	☐ 申請内容変更届		
			自立支援医療(更生・育成・精神通院医療)を受けている方	☐ 受給者証等記載事項変更届	☐ 既存の受給者証 ☐ 健康保険者記号番号のわかるもの ☐ 人工透析の方は特定疾病療養受療証	

裏面に続きます⇒

子ども関係			児童手当を受給している方 (離婚により受給するようになる方も含む)	☐ 児童手当認定請求 ☐ 児童手当受給事由消滅届 ☐ 児童手当額改定届	☐ 本人確認書類(運転免許証等) ☐ マイナンバーカード ☐ 請求者名義の預金通帳	
			子ども医療証を持っている方	☐ 資格変更届	☐ 子ども医療証 ☐ 子どもの健康保険資格情報の確認できるもの	<1階⑪> こども支援課
			ひとり親家庭の支援について相談したい方	☐ 児童扶養手当	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
				☐ ひとり親家庭医療		
				☐ 保育料	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑩> こども政策課
			小学校・中学校に在籍している子どもがいる方	☐ 就学援助(小・中学校の給食費等の補助)	☐ 物件の所在地、家賃額、契約者の確認できる契約書等(賃貸住宅にお住まいの方のみ) ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<2階⑳> 教育総務課
				☐ 氏名・住所変更等	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			幼稚園・保育所・認定こども園等に在籍している子どもがいる方	☐ 氏名・住所変更等	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑩> こども政策課
年金			障害児通所支援を受けている子どもがいる方	☐ 申請内容変更届	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑭> 市民福祉課
			婚姻期間中に厚生年金又は共済年金の被保険者である又は第3号被保険者となっていた期間のある方	☐ 離婚時の年金分割 ※離婚するまでの婚姻期間について、年金の支給額の計算の基となる報酬額を分割して、年金額を二人で分割することができます。離婚後2年以内に手続きする必要がありますので、お早めに下記のところへご相談ください。 〈厚生年金について〉 貝塚年金事務所 【電話番号】072-431-1122 〈共済年金について〉 各共済組合		
その他			水道(及び下水道)の利用者の名義等が変わる方	インターネットでお手続きが可能です (2次元バーコードからお申込みいただけます) ※詳しくは下記のところへお問い合わせください。 大阪広域水道企業団 泉南地域水道センター(阪南出張所) ☎072-470-2155		

★★あてはまる手続きをご自身で必ず確認してください

離婚届を提出される方へ

離婚届

【届出に必要なもの】

- ①離婚届書
- ②裁判離婚の場合は、次の書類が必要です。
※調停・和解が成立した日または判決・審判が確定した日から「10日以内」に届出してください。
 - ・調停離婚の場合→調停調書の謄本
 - ・審判離婚の場合→審判書の謄本、確定証明書
 - ・和解離婚の場合→和解調書の謄本
 - ・認諾離婚の場合→認諾証書の謄本
 - ・判決離婚の場合→判決書の謄本、確定証明書

届書の記載内容に誤りがある場合は、後日に改めてご来庁いただく場合があります。

※戸籍の記載について

- 届出による戸籍に記載が完了するまで、本籍地と届出地が阪南市の場合で概ね1週間かかります。
- 上記以外の場合は、戸籍の記載に2週間以上かかることがあります。

阪南市役所

〒599-0292

大阪府阪南市尾崎町35番地の1

[代表電話番号]072-471-5678

[窓口開庁時間]午前8時45分から午後5時15分まで

(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)

手続きチェックシート

離婚

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所での手続きに際して本人確認をいたしますので、本人確認書類(原本)の提示をお願いします。
【1点で本人確認できるもの】
官公署が発行した顔写真付きの身分証明書(有効期間内のものに限る)(例:マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など)
【確認に2点が必要なもの】
(例:健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、学生証など)

※代理人の方が手続きするときは

- ①代理人の方について本人確認をいたします。
- ②手続きできるかどうか、手続きの対象となる方の関係や委任状等により確認します。
- ③番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の個人番号をご提示していただきます。

関連する手続きについては内側をご覧ください